

求菩提キャンプ場 宿泊約款

2015年9月1日

(適用範囲)

第1条 求菩提キャンプ場(以下、「当施設」という)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当施設が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただくことがあります。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第5条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(宿泊契約締結の拒否)

第4条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室等の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び、宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(福岡県旅館業法施行条例第14条の規定にもとづく。)

(宿泊客の契約解除権)

第5条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、下記に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。

通常期	キャンセル料
利用日の3日前まで	無料
利用日の2日前まで	利用料の 50%(税込)
利用日の1日前	利用料の 70%(税込)
利用日の当日	利用料の 100%(税込)
無連絡	利用料の 100%(税込)

3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 5 時(到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 1 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当キャンプ場の契約解除権)

第6条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

- イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 福岡県旅館業法施行条例第 14 条の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他キャンプ場が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設の管理棟において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券(在留許可証)番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他施設が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第8条 宿泊客が当施設の客室等を使用できる時間は、午後 2 時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室等の使用に応じることがあります。この場合には日帰り料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第9条 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定める利用規約に従っていただきます。

(営業時間)

第10条 当施設の営業時間は次のとおりとします。

- (1) 管理棟(受付、貸出、鍵の収受など):午前9時から午後5時
- 2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第11条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、現金など当施設が認めた方法により行っていただきます。

3. 当施設が宿泊客に客室等を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当キャンプ場の責任)

第12条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第13条 当施設は、宿泊客に契約した客室等を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室等が提供できないことについて、当キャンプ場の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(貴重品等の取扱い)

第14条 現金並びに貴重品について、宿泊客の自己責任にて管理していただきます。滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設は一切責任を負いません。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第15条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客が管理棟においてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後豊前警察署に届けます。

(駐車場の責任)

第16条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第17条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は 当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(免責事項)

第18条 当施設内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。またコンピューター通信のご利用に当施設が不適切と判断した行為により、当施設および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます

<別表第1>・・・宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第11条第1項関係)

1. 入場料金(消費税込)

区分	個人	団体
料金	300	240

- ①入場料は、小学生以上に適用。ただし、入場の際し1回のみとする。
- ②団体料金は、有料人員30人以上の場合に適用されます。

2. 施設利用料金(消費税込)

利用区分	宿泊		日帰り	
	平日	休日	平日	休日
テントサイト	1,500	2,000	500	600
オートキャンプサイト	2,400	3,000	1,200	1,450
バンガロー5人用	5,000	6,000	1,400	1,700
バンガロー10人用	11,000	12,000	3,000	3,200
コテージ10人用	16,200	18,000	4,800	5,400
コテージ15人用	22,600	25,000	6,100	7,000

- ①宿泊は1泊、日帰りは1回の1棟(張)あたりの料金で、利用人員には関係ありません。
- ②平日料金とは、出区は首が日曜日から木曜日及び翌日が祝祭日を除く日となります。日帰りは、祝祭日を除く月曜日から金曜日を指します。
- ③休日料金とは、宿泊日の翌日が土曜日、日曜日及び祝祭日となる日の料金となります。日帰りは、土曜日、日曜日と祝祭日を指します。
- ④8月10日から15日までは、宿泊、日帰りとも休日料金となります。
- ⑤年末年始(12月28日～1月4日)は、コテージ及びテントサイトのみ予約を承っています。利用料金は、休日料金の5割増しとなります。
- ⑥コテージ及びバンガローの小学生以上の宿泊者については、1泊につき所定の福岡県宿泊税(課税対象外)を別途徴収します
- ⑦コテージ料金には、電気・ガス代が含まれます。ただし、エアコンは、コインタイマー式となっています。
- ⑧バンガロー料金には、電気代が含まれます。

(2024年4月1日改定)